

## 行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書

行政書士制度は、昭和26年の行政書士法施行以来、複雑・多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、国民と行政との橋渡し役として国民生活にも広く浸透しているところである。

平成20年7月には行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述代理を法定業務として行うこととなった。これにより行政書士がこれら代理を業とすることが可能となり、行政手続法の利用が一層図られる環境が整備されたところである。

しかしながら、行政不服審査法については、行政書士は試験科目に行政手続法、行政不服審査法などが出題されるなど不服審査手続に精通しているにもかかわらず、手続の代理権が付与されていないこともあり、行政不服審査法が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとは言いがたい。

よって、国においては、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る行政不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様